

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年5月9日(日)に、新型コロナウイルス感染症の患者が37例確認されました。

新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内7100～7136例目です。

本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。

- 【発生数】 8市4町で、10歳未満～80代 計37人
- 【症状等の度合】 軽症28、症状なし9
- 【入院等の状況】 入院中3、宿泊療養中12、調整中22
- 【他事例との関連】 濃厚接触者28、接触あり3、調査中6
- 【県外往来等※】 あり4

※ 発症（無症状は検体採取日）前14日以内の県外・海外との往来
・ 再陽性の患者はいません。

市町名／年代	10歳未満	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳以上	合計
三原市		2		1	1		1	1	1		7
尾道市		3				2			1		6
庄原市		2		1	1						4
東広島市	1	1	1	1	1		1	1			7
廿日市市			2		1	1					4
大竹市			1								1
北広島町					1						1
海田町				1							1
坂町									1		1
府中町			1			1					2
江田島市							1		1		2
府中市				1							1
合計	1	8	5	5	5	4	3	2	4		37

【県民、事業者の皆様へ】

- 広島市・福山市の事業所においては、職場から家庭等に感染が拡大する経路を遮断するため、PCR検査集中実施に協力してください。
- 人と人との接触を8割削減するため、外出を半分に削減（20時以降の外出は更に削減）してください。また、出勤者割合を7割削減するとともに、20時以降の勤務を抑制してください。
- 緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の実施区域、広島市、福山市との往来は、最大限自粛するとともに、感染拡大地域への往来は、慎重に判断してください。
- 同居する家族以外との会食や、路上・公園等における集団での飲酒等を控えてください。
- 感染者やその家族、医療福祉関係者等を、絶対に誹謗・中傷・差別しないでください。

お願い

報道機関各位におかれましては、感染症法に基づきプライバシー保護及び風評被害、患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。